

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ● ● ● ● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

内山専門委員への質問

平成30年11月4日

仙台地方裁判所 第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

質問1：

PM_{2.5}による健康被害に閾値はあると考えますか？

質問2：

日本における最近のPM_{2.5}濃度の減少傾向、国内外におけるPM_{2.5}の健康リスクに関する知見の増大などを鑑みて、日本国民が受ける健康被害の低減という意味では、WHOの指針も参考にして、米国と同様に日本でもPM_{2.5}の環境基準を引き下げる（厳しくする）方が望ましいと考えますか？

質問3：

Global Burden of Disease プロジェクトなどでの大気汚染による死亡者数計算の方法論は妥当だと考えますか？

質問4：Global Burden of Disease プロジェクトと同じ方法論を用いて原告側が計算した仙台PS稼働による死亡者数等の計算は妥当だと考えますか？

質問5：国際社会では、地球温暖化対策や大気汚染対策へのより積極的な対応の必要性がコンセンサスとなっており、多くの先進国が石炭火力発電所のフェーズ・アウトを決める中、先進国で唯一、新たな石炭火力発電所建設が進められている日本の現状について、専門家としてのご意見をお聞かせください。

以 上